

文書料金の改定および お申込み時における文書料金支払い運用の導入について

この度当院では、診断書・意見書等の文書料金に関しまして、文書の多様化・文書内容の複雑化などに伴う文書作成に係る業務負担や人件費を考慮し、
2026年2月1日以降のご依頼分より、一部の文書料金を下記のとおり改定させて頂きます。

文書の種類	改定前料金	改定後料金
普通診断書及び健康診断書	3,300円	4,400円
死亡診断書	3,300円	7,700円
死亡診断書(写しの場合)	1,650円	3,300円
保険会社専用診断書・証明書	7,700円	9,900円
交通事故診断書(自賠責用)	7,700円	9,900円
身体障害者手帳用診断書	7,700円	9,900円
自賠責診療明細書	3,300円	6,600円
年金関係診断書	5,500円	9,900円
在院証明書	2,200円	3,300円
臨床調査個人票	3,300円	5,500円

※上記金額は全て消費税込み

また、診断書・意見書等に係る文書料金のお支払に関しまして、これまでには出来上った文書をお渡しする際にお支払い頂いておりましたが、2026年2月1日以降のご依頼分より、文書のお申込みを受け付けた際にお支払い頂く運用に変更させて頂きます。

当院をご利用頂いている皆様におかれましては、ご負担をおかけすることとなり大変恐縮ですが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和7年12月吉日

独立行政法人国立病院機構茨城東病院

院長 石井 幸雄